

# 保健センターで受ける集団『特定健診』のお知らせ

10月8日(土)・10月23日(日)・10月31日(月)



小松島市民の方で、市国保・後期高齢者医療保険・協会けんぽなどの特定健診の受診券をお持ちの方が対象です。

【実施日】10月8日(土)・10月23日(日)・10月31日(月)

【受付時間】午前8時30分～午前10時

【場 所】市保健センター（小松島町新港9-10）

【持参物】特定健診受診券、保険証、自己負担金

※自己負担金は、ご加入の医療保険により異なります。市国保の方は1,000円です。

特定健診受診券をお持ちでない方は受診できません。特定健診受診券をお持ちでない方は、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）

☎32・2113 / FAX35・0173

Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp

## 10月から厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象が広がります



これまで、一般的に企業で週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっていました。平成28年10月からは、従業員501人以上の企業で週20時間以上働くなどの要件を満たす方にも対象が広がります。

厚生年金保険・健康保険（社会保険）の対象となる場合、加入手続きはお勤め先を通して行うこととなりますが、国民健康保険の資格喪失（脱退）の届出に関しては、ご自身で行う必要があります。（届出義務者は世帯主の方となります。）

現在、市国保に加入されていて、新たに健康保険（社会保険）に加入される場合は、健康増進課国保担当窓口（市役所1階⑤番窓口）にて市国保の資格喪失の手続きを行っていただきま

すようお願いいたします。

【市国保の資格喪失の届出に必要なもの】  
◎新しくできた健康保険（社会保険）の被保険者証

◎資格喪失となる方の市国保の被保険者証  
◎印鑑

◎資格喪失となる方および世帯主の方のマイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード  
◎手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）

【お問い合わせ先】

◎厚生年金保険・健康保険（社会保険）の適用拡大については、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所（徳島南年金事務所 ☎088・652・3112 / FAX088・654・0219）までお問い合わせください。

◎市国保の資格喪失の手続きについては、健康増進課国保担当までお問い合わせください。  
市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）  
☎32・2113 / FAX35・0173  
Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp